

「KING OF TIME」使用規約の改定概要

2026年12月1日 改定概要

(1) 第4条(禁止事項及び脆弱性診断等)を追加

第4条 禁止事項及び脆弱性診断等

1. 契約者は、自ら又は第三者(契約者の委託先を含む。以下本条において同じ。)をして、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本サービスの利用に関し、法令又は公序良俗に違反する行為
- (2) 本サービスの利用に関し、当社又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、又は名誉若しくは信用を毀損する行為
- (3) 当社の承認を得ずに、本サービスに係るサーバー、ネットワークその他の設備に過度な負荷をかける行為
- (4) 当社の承認を得ずに、権限を有しない本サービスの領域又は機能にアクセスし、若しくはアクセスを試み、又は本サービスに設定されたアクセス制御その他の技術的な制限を回避する行為
- (5) 当社の承認を得ずに、又は承認の条件に反して、本サービスに対し脆弱性診断、侵入試験、負荷試験その他これらに類する試験(以下「脆弱性診断等」という。)を行う行為
- (6) 他人のアクセスID・暗証番号その他の認証情報を不正に取得し、又は他人になりすまして本サービスを利用する行為
- (7) 権限なく本サービス上のデータを閲覧、改ざん又は消去する行為
- (8) コンピューターウイルスその他の有害なプログラムを送信し、又は本サービスに組み込む行為
- (9) 本サービスの脆弱性に関する情報(脆弱性診断等の結果を含む。)を、当社の事前の書面による承諾なく第三者に開示し、又は公開する行為
- (10) 本サービスの利用の申込みその他当社に対する届出において、虚偽の情報を提供する行為
- (11) 無料体験期間の重複利用その他不正な目的で、同一の契約者が複数の利用申込みを行う行為
- (12) 前各号のほか、本サービスの運営を妨げる行為

2. 契約者は、脆弱性診断等を行おうとする場合、当社所定の方法により、実施期間、対象範囲、送信元IPアドレス、実施者その他当社が求める事項を当社に申請し、当社の承認を得なければならない。なお、当社は、本サービスの運営への影響その他の事情を考慮し、承認しないこと又は条件を付して承認することができる。

3. 契約者は、前項の承認を得て脆弱性診断等を行った場合、当社が求めるところに従い、その結果を当社に報告するものとする。

4. 当社は、契約者が第1項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると合理的に判断した場合、契約者に事前に通知することなく、本サービスへのアクセスの制限その他必要な措置を講ずることができる。この場合、当社は、本項の措置により契約者に生じた損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。



(2) 第14条(有効期間)の一部を変更

変更前

本契約は契約者が本サービスの申し込みをした時点から有効になり、契約者が本サービスの停止を申し出た場合、または、当社が契約を継続し難い特段の事情が存すると判断した場合に、本契約は終了するものとする。

変更後

本契約は契約者が本サービスの申し込みをした時点から有効になり、契約者が本サービスの停止を申し出た場合、または、当社が契約を継続し難い特段の事情が存すると判断した場合その他本規約の定めにより本契約が終了する場合に、本契約は終了するものとする。

(3) 第18条(本サービスの利用停止、データ削除)の一部を変更

変更前

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の本サービスを停止したうえデータを削除する事ができる。これらの措置により、契約者が損害を被っても当社は責任を負わないものとする。

1. 解約の申入れがあった場合
2. 使用料の支払いを1回でも滞った場合
3. 3ヶ月間利用料が発生しなかった場合

変更後

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の本サービスを停止したうえデータを削除する事ができる。これらの措置により、契約者が損害を被っても当社は責任を負わないものとする。

1. 解約の申入れがあった場合(第25条第3項により本契約が終了した場合を含む。)
2. 使用料の支払いを1回でも滞った場合
3. 3ヶ月間利用料が発生しなかった場合

(4) 第25条(販売代理店を通じた利用)を追加

第25条 販売代理店を通じた利用

1. 契約者が販売代理店を通じて本サービスの利用を申し込んだ場合、本サービスの使用料、支払方法及び支払時期は、契約者と当該販売代理店との間の契約の定めるところによるものとし、契約者は、当社に対し、第7条第1項に基づく使用料の支払義務を負わない。この場合、第6条、第7条第3項並びに第18条第2号及び第3号は適用しない。
2. 前項の場合、第16条第4項に定める上限額は、同項に定める期間のうち契約者が本サービスを有償で利用した期間について、当社が別途公表する本サービスの標準の使用料により算定した額とする。
3. 契約者と当該販売代理店との間の契約が終了した場合には、本契約も同時に終了する。
4. 前項の定めにかかわらず、当社と当該販売代理店との間の契約の終了に伴い契約者当該販売代理店との間の契約が終了した場合、契約者は、当社所定の方法により申し出ることにより、本サービスの使用料を当社に直接支払う契約に切り替えることができる。
5. 当社は、第1項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し相当



の期間を定めて通知したうえで、契約者の本サービスを停止し、又は停止したうえでデータを削除することができる。これらの措置により、契約者が損害を被っても当社は責任を負わないものとする。

(1) 当該販売代理店から、当社所定の方法により、契約者が当該販売代理店に対する本サービスの使用料の支払を怠っている旨の申出があった場合

(2) 当社が当該販売代理店から契約者に対する本サービスの使用料の支払請求権を譲り受けた場合において、契約者がその支払を怠ったとき

(5) 条文の追加に伴う条文数の変更、およびその他軽微な表記の修正